一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　前田川
二　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地
兵庫県神崎郡市川町上牛尾
　字杉谷　二〇五二番一から二〇五二番九まで
　字宮西　二一二六番四
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県神崎郡市川町上牛尾
　字狼谷　二〇五三番二　一号から六号まで
　二〇五三番一四　七号から十一号まで
　二〇五三番一　十二号
　字杉谷　二〇五二番一　十三号及び十四号
　字東杉野　二〇五一番一　十五号

○国土交通省告示第千三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　奥畑中谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県篠山市奥畑字西北山
　五三番四　一号から十一号まで及び十七号から二十九号まで
　五六番　十二号から十六号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　三島谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県美方郡香美町村岡区福岡字三島
一五七番一　一号
一四〇番　二号から五号まで
一三九番　六号及び七号
一三八番　八号から十号まで
一三七番一　十一号
一四四番二　十二号

○国土交通省告示第千三十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　竹長川支流
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川の内その接している区間の河川敷
滋賀県野洲市南櫻字里原
二三二〇番　二三五三番及び二三五四番
二四四〇番一　二四四二番一
二四四四番から二四四七番まで
二四四八番一　二五五九番一
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　能任寺川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷
滋賀県米原市清滝
　字林　一三九番三　一四〇番三及び一四〇番四
　一四〇番三地先道路敷
　一四一番三地先道路敷
　一四一番二　一四三番二から一四三番六まで
　一四四番二　二二七番二　二二八番二
　二二九番二　二三〇番一　二三一番二
　二三二番二から二三二番四まで
　字引地
　一一三四番一　一一三五番から一一三七番まで
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
滋賀県米原市清滝
　字林　二二七番一　一号
　二三〇番　二十八号
　字大門　二七番一　二号
　二八番一　十四号及び十五号
　二八七番　十九号
　二九一番二　二十号
　二八五番二　二十一号及び二十二号
　二八四番　二十三号
　二八一番　二十四号及び二十五号
　二八〇番　二十六号
　二七八番　二十七号
　一一五二番　三号
　一一五一番　四号及び五号
　一一五〇番　六号
　一一四二番　七号から九号、十六号及び十七号
　一一四一番　十号
　一一三九番　十一号
　一一三四番　十二号
　一一四五番　十八号
　一一三三番一　十三号

○国土交通省告示第千三十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　第1寺牛沢
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
青森県三戸郡三戸町大字斗内
　字寺牛　四五番　一号及び二号
　三六番　三号から五号まで、七号及び十二号から十四号まで
　一〇〇番二　六号及び八号から十一号まで
　三一番二　十五号
　三一番一　十六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　津軽沢
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を平成二十一年国土交通省告示第百七十号で指定した第二号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字南小泊山国有林
　五八一林班　り1小班　一号及び二号
　イ1小班　三号から十四号まで
　ぬ小班　十五号

○国土交通省告示第千三十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　四柳大谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十一年建設省告示第千五十四号で指定した土地の区域を除く。）
石川県羽咋市四柳町
　子　五五番　一号及び二号
　メ　三三番　三号
　二九番　四号及び五号
　三五番　六号
　三六番　七号
　ミ　二番一　八号及び九号
　ヱ　二番一　十号
　三番　十一号
　六番　十二号
　八番　十三号
　三二番　十四号
　三七番　十五号
　四九番一　十六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　地獄谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十九年建設省告示第千五百七十八号で指定した土地の区域を除く。）